

# 令和2年分

# 市民税・県民税の申告は郵送で

令和2年分の市民税・県民税（市・県民税）の申告は、市「申告」で検索し、ご利用ください。

### ●郵送での提出が困難で

会場で申告する人へ

収入内訳書や医療費控除の

明細書を会場で作成すると、

滞在時間が長くなってしまう

ます。混雑緩和のためにも、

必ず事前に作成してからご来

場ください。

必要書類や申告会場などは、

広報きりゅう1月号または市

ホームページをご覧ください。

感染症拡大状況などにより、

申告会場を閉鎖する場合もあ

ります。

問い合わせ＝税務課市民税担

当（☎内線226）

り郵送での申告書提出にご協力をお願いします。

また、市ホームページに申告書作成支援ツール（エクセル形式）があります。「桐生

## よくある質問

**Q1** 年金しか収入はないが、申告の必要はある？

昨年の状況により異なりますので、下の表をご確認ください。

**Q2** 確定申告の必要はないと言われたが、市・県民税の申告は必要ある？

必要な場合があります。給与収入や公的年金収入以外で収入があった場合、市・県民税の申告が必要です。

**Q3** 医療費控除を受けると医療費が戻ると？

医療費は戻りません。

医療費控除を受けると、

課税される税金が安くなります。

医療費の領収書など

から「誰が・どこで・いくら

支払ひ・生命保険などか

らいくら補てんがあった

か」を明細書にまとめ、申

告してください。ただし、

非課税となる人は申告して

も税額に変更はありません。

### ▼Q1に対する一例

公的年金収入が400万円以上	確定申告が必要
公的年金収入が400万円以下で課税のある人が、医療費控除などを受ける場合	市・県民税の申告が必要
公的年金収入が151万5,000円以下(65歳以上)、101万5,000円以下(65歳未満)	非課税となるので申告の必要なし

## 税務署で確定申告を行う人へ

確定申告会場への入場には、混雑緩和のため、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要です。

配布方法＝次の2通りの方法があります。

### (1) 税務署で当日配布

午前8時30分から、税務署で配布します。

### (2) スマートフォンアプリ「LINE」を利用したオンライン事前発行

入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

また、当日の配布状況は、国税庁ホームページから確認できます（2月16日（火）に掲載開始予定）。

### ▶オンライン事前発行の手順

- ①LINEアプリから国税庁のLINE公式アカウント (@kokuzei) を友だち追加
- ②「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択
- ③税務署や希望する日時を選択
- ④内容を確認して「申込」をタップして発行完了
- ⑤入場時に申込完了画面を提示  
問い合わせ＝桐生税務署（☎22-3121 自動音声に従い「2」を選択）



▲国税庁LINE公式アカウント

